

コミュニティプラザえさしデジタルサイネージに掲載する広告の取扱いに関する要綱

令和7年3月 13 日
告 示 第 9 号

(目的)

第1条 この要綱は、コミュニティプラザえさし(以下「施設」という。)に設置するデジタルサイネージへの有料広告掲載についての取扱いを定め、施設の自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の募集)

第2条 広告の募集は、町ホームページ及び町広報紙等から隨時行うものとする。

(サイネージの設置位置)

第3条 広告の掲載は、施設正面出入口及びエントランスに設置するデジタルサイネージで行う。

(広告の規格)

第4条 掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) JPEG または PNG 形式で作成すること
- (2) 画面構成比率は、幅16、高さ9の縦横比で作成すること

(広告デザイン)

第5条 広告のデザインは、色彩及び意匠等が、次の各号のすべてを満たす内容でなければならない。

- (1) 文字表記及び絵柄が過密でないもの
- (2) 専門用語や省略語を分かりやすくする等、平易な文で記載しているもの
- (3) 施設のイメージを損なうことがないと判断できるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告デザインとして適當であると町長が認めるもの

(広告内容等の制限)

第6条 次の各号に該当する内容の広告を掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公共性、中立性または品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) その他町長が広告として適當でないと認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種または事業者に係る広告については、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (2) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) 公営を除くギャンブルに関する業種
- (5) 規制の対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種または事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- (7) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者

(8) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生または再生手続き中の事業者

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する業種または事業者として適当でないと町長が認める者
(広告の表示)

第7条 掲載内容が、広告であることを明確にするため、広告にはその上部に、通常その広告を見る位置から認識できる文字で広告と表示しなければならない。

(広告の掲載料、掲載期間及び時間)

第8条 一枠当たりの広告の掲載料及び掲載期間は、別表のとおりとする。

2 掲載時間は、施設の開館時間内とする。

(広告掲載の申請及び広告掲載の決定)

第9条 広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、コミュニティプラザえさしデジタルサイネージ広告掲載申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を広告掲載月初日の5日前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、掲載の可否を決定し、広告主に通知するものとする。

3 前項に規定する広告掲載の決定を受けた広告主は、町長が指定した期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 10 条 広告主は、自己の負担により第5条に定める規格に基づく広告原稿を作成するものとし、町長が指定した期日までに提出するものとする。

2 町長は、提出のあった広告原稿が第5条及び第6条の規定に適合しない場合またはその内容が適当でないと判断した場合は、広告主に対し内容の変更を求めるものとする。

(広告掲載の取り消し等)

第 11 条 町長は、次のいずれかに該当する場合には、広告掲載の取り消しまたは掲載中の広告について削除若しくは中断することができる。

(1) 指定する期日までに広告主が掲載料を納付しなかった場合

(2) 指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかった場合

(3) 広告主が広告原稿またはコンテンツ内容等変更の求めに応じなかった場合

2 町長は、前項の規定により広告を取り消しまたは掲載中の広告について削除若しくは中断した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。また、既納の掲載料は、広告主に返還しないものとする。

(掲載料の返還)

第 12 条 町長は、広告掲載の開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載できなくなった場合は、既納の掲載料を広告主に返還するものとする。

2 町長は、広告掲載期間中に広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載できなくなった場合、または広告掲載を中断した場合は、広告掲載できなかった日数に応じて、掲載料を広告主に返還するものとする。ただし、次の各号に掲げる理由によりデジタルサイネージの運用を中断(連続して2日以内の場合に限る)した場合の掲載料は返還しないものとする。

(1) 機器等の保守、修繕または工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告主の責務)

第 13 条 広告及び広告主が指定した内容その他広告掲載に関するすべての内容については、広告主が一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはいけない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決を図らなければならない。

4 広告主は、第9条第2項により決定を受けたデジタルサイネージの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年1月1日)

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別表(第8条関係)

種別	掲載期間	1回あたりの掲載時間	掲載料(一枠当たり)
静止画広告	1か月	最低 10 秒	10,000 円
静止画広告	2週間	最低 10 秒	5,000 円

備考

1 町外の方が静止画広告を掲載するときの掲載料の額は5割増しとする。

2 静止画広告の最低掲載回数は1時間当たり10回とする。